

令和5年9月15日付けで認可地縁団体である福田町内会から地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定に基づき、所有する不動産の所有権の移転の登記に係る公告の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

津山市長 谷 口 圭 三

- 1 名称 福田町内会
- 2 区域 津山市福田地内
- 3 主たる事務所 津山市福田1462番地
- 4 申請不動産に関する事項

(1) 土地

地目	面積(m ²)	所在地
山林	369	津山市福田字丸山53番
宅地	197.96	津山市福田字丸山54番

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
ア その1

土地の所在地	
津山市福田字丸山53番	
氏名又は名称及び住所	持ち分
河本 俊藏	住所記録なし 1 / 37
日下 太郎平	〃 1 / 37
河本 治郎平	〃 1 / 37
河本 玉一	〃 1 / 37
和田 勝三郎	〃 1 / 37
河本 信治郎	〃 1 / 37
河本 幾藏	〃 1 / 37
河本 音五郎	〃 1 / 37
和田 信太郎	〃 1 / 37
河本 佐五郎	〃 1 / 37
日下 利平	〃 1 / 37

河本 直平	住所記録なし	1 / 3 7
池田 友三郎	〃	1 / 3 7
和田 芳藏	〃	1 / 3 7
河本 栄太郎	〃	1 / 3 7
河本 市五郎	〃	1 / 3 7
松岡 房五郎	〃	1 / 3 7
棚橋 啓	〃	1 / 3 7
松岡 とふ	〃	1 / 3 7
日下 園平	〃	1 / 3 7
日下 嶋吉	〃	1 / 3 7
河本 清八	〃	1 / 3 7
河本 近平	〃	1 / 3 7
河本 八百太郎	〃	1 / 3 7
河本 唯四郎	〃	1 / 3 7
河本 壽太郎	〃	1 / 3 7
河本 常四郎	〃	1 / 3 7
河本 森治	〃	1 / 3 7
河本 喜平	〃	1 / 3 7
河本 菅藏	〃	1 / 3 7
河本 こよ	〃	1 / 3 7
池田 政五郎	〃	1 / 3 7
池田 貞藏	〃	1 / 3 7
河本 藤松	〃	1 / 3 7
込山 庄五郎	〃	1 / 3 7
込山 伊八	〃	1 / 3 7
河本 幸次郎	〃	1 / 3 7

イ その2

土地の所在地		
津山市福田字丸山54番		
氏名又は名称及び住所		持ち分
日下 島吉	住所記録なし	1 / 3 6
日下 利平	〃	1 / 3 6
和田 芳藏	〃	1 / 3 6
和田 勝三郎	〃	1 / 3 6
河本 壽太郎	〃	1 / 3 6
河本 喜平	〃	1 / 3 6
河本 玉一	〃	1 / 3 6
込山 伊八	〃	1 / 3 6

込山 庄五郎	住所記録なし	1 / 3 6
池田 友三郎	〃	1 / 3 6
河本 直平	〃	1 / 3 6
河本 幸次郎	〃	1 / 3 6
河本 音五郎	〃	1 / 3 6
池田 政五郎	〃	1 / 3 6
池田 貞藏	〃	1 / 3 6
和田 信太郎	〃	1 / 3 6
日下 園平	〃	1 / 3 6
河本 常四郎	〃	1 / 3 6
日下 太郎平	〃	1 / 3 6
河本 佐五郎	〃	1 / 3 6
河本 清八	〃	1 / 3 6
河本 信治郎	〃	1 / 3 6
河本 藤松	〃	1 / 3 6
河本 近平	〃	1 / 3 6
河本 八百太郎	〃	1 / 3 6
河本 幾藏	〃	1 / 3 6
河本 治郎平	〃	1 / 3 6
河本 菅藏	〃	1 / 3 6
河本 俊藏	〃	1 / 3 6
河本 唯四郎	〃	1 / 3 6
河本 こよ	〃	1 / 3 6
河本 市五郎	〃	1 / 3 6
河本 森治	〃	1 / 3 6
河本 栄太郎	〃	1 / 3 6
松岡 とふ	〃	1 / 3 6
松岡 房五郎	〃	1 / 3 6

5 申請事項に異議を述べることができる者

申請不動産の表題部所有者、所有権の登記名義人若しくはその相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べることができる期間

令和5年9月29日から令和5年12月29日まで

7 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項の規定による申出書及び関係書類を津山市地域振興部地域づくり推進室に提出することによる。